

会計情報開示への国際的対応 —XBRL の取組み—

白田佳子

筑波大学

要 旨

現在、会計基準同様、会計情報の開示技術についても世界的統一化が図られつつある。

企業が海外企業との提携や取引を検討する際、また海外のマーケットでの投資活動を行う際、対象企業の財務情報は意思決定に重要な役割を果たす。よって、もし世界各国の会計基準が統一されれば、企業間の比較が容易となり情報利用者は迅速な意思決定が可能となる。その一方でもし統一された会計基準による会計情報がネットワーク上で開示されたとしても、開示様式が PDF 形式のような画像データであれば情報の入手にかかる時間は節約できるが、入手した情報を再加工する手間が必要となる。そこで、データに属性情報を付し、エクセルなどの表計算ソフトへ直接ダウンロードすることで高度な利用が可能となる XBRL への期待が高まっている。ただし、XBRL はタクソノミ開発に膨大な費用が必要である。また、わずかも差異がある会計基準では個別にタクソノミを準備する必要がある。よって今後は一部の先進国のみがこの費用負担に耐えることができることとなり、多くの国は XBRL の採用とともに国際会計基準のタクソノミを採用する道を選ばざるをえなくなり、結果多くの国の会計基準は国際会計基準 (IFRS) へ収斂していくものと考えられる。

ジェンスに及ぼす影響について考察する。

1. はじめに

現在、会計基準同様、会計情報の開示技術についても世界的統一化が図られつつある。企業が海外企業との提携や取引を検討する際、また海外のマーケットでの投資活動を行う際、対象企業の財務情報は意思決定に重要な役割を果たす。よって、もし世界各国の会計基準が統一されれば、企業間の比較が容易となり情報利用者は迅速な意思決定が可能となる。その一方でもし統一された会計基準で開示された会計情報があっても、開示方式がネットワークを介した電子媒体でなく紙媒体であれば、情報の入手と加工に相応の時間が必要となり、当然に迅速な意思決定は阻害されることとなる。また、全ての国がネットワークを介した電子開示を原則としたとしても、開示方式がPDF形式のような画像データであれば情報の入手にかかる時間は節約できるが、入手した情報を再加工する手間が必要となる。つまり会計情報利用者の迅速な意思決定を可能ならしめる為には、会計基準の統一と同様、会計情報の開示方式の統一は重要な課題となる。

そこで本稿では、会計情報の開示方式として世界的統一が図られつつあるXBRL (eXtensible Business Reporting Language) に焦点をあて、XBRLの開発背景、XBRLへの各国およびわが国の取り組み状況を織り込みながら、XBRLと会計基準との関係、特にXBRLが会計基準のコンバー

2. 会計情報の電子開示の変遷とXBRL開発の背景

わが国のEDINET (Electronic Disclosure for Investors' Network)¹⁾や米国EDGAR (Electronic Data Gathering, Analysis and Retrieval)システムの普及により、遠隔地においても企業の公開する会計情報を瞬時に入手することが可能となった²⁾。わが国のEDINETによる開示書類の提出会社数(国内会社)は、運用開始当初の約500社から平成16年3月末時点では約3,900社へと増加しており、また、インターネットを通じた情報公開サイトへのアクセス件数も平成15年度(平成15年4月～平成16年3月)では約83,600件(月平均)を記録している⁴⁾。

現在、EDINETおよびEDGARにおいて公開されている会計情報はHTML形式及びPDF形式(EDGARでは、HTML形式およびTXT形式)で表示されている。HTMLはホームページのテキスト情報などの表示に利用されるマークアップ・ランゲージと呼ばれるコンピュータの記述言語である。マークアップ・ランゲージは、W3C (World Wide Web Consortium) と呼ばれるネットワークにおけるデータ交換の基本ルール(マナー)を設定している機関がホームページの記述に際し、情報に到達できない人を作らない為のアクセシビリティ向上ツールとして利用を推奨しているものである。W3Cガイドライン3では「ある情報を表すため

¹⁾『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム』

²⁾インターネットを介した会計情報(企業情報)の開示に関わる利便性についての研究としては、(Ashbaugh et al 1999), (Fisher et al. 2000), (Hedlin 199), などがある。

³⁾平成13年6月末。

⁴⁾金融庁(2007)『アクセスFSA』より。

の適切なマークアップ言語がある場合には、画像を使わずにそのマークアップ言語を使用する⁶⁾と規定されている。つまり Web 上に情報を開示する際には、PDF のような画像データの利用を極力避けマークアップ・ランゲージを利用するといった基準を設けている。

なお、XBRL は特に会計情報を記述するために開発されたマークアップ・ランゲージである。そもそも、Web 上に公開される会計数字の羅列では、個々のデータ自体（数字）には意味が付されていない。そこで個別の数字データに荷札のようなタグをつけ、タグに個々の数字がどの会社のどの期のどの勘定科目を表わしているのか、さらには通貨単位や表示金額の単位といった属性情報を記載することにより、データに意味をもたせる記述方式が XBRL である。XBRL は 1998 年にアメリカでプロトタイプが開発され公表された。2000 年から 2001 年にかけて、XBRL の利便性を着目したいくつかの研究がアメリカで公表されている [Strand et al, 2001] [Coffin, 2001] [Debreceeny and Gray, 2001]。

本来電子開示された財務データは、インターネット上で閲覧するだけでなく、情報利用者が手元の分析ソフトや表計算ソフトへ取込んで比較、分析などを行なうことが一般的である。現在 EDINET や EDGAR において開示されている HTML 形式の会計情報は直接エクセルなどの分析ツールへダウンロードすることができない。そこでデータに属性情報を付し、エクセルなどの表計算ソフトへ直

接ダウンロードすることで高度な利用が可能となる XBRL への期待が高まっている。

ただし、最近一部で議論されている、非財務情報の XBRL 化については当初の XBRL の開発趣旨からは逸脱しているとの印象を受ける。非財務情報は会計数字と異なり、記述された内容自体が意味を持つテキストデータによって構成されている場合がほとんどであるから、アクセシビリティの点では HTML を用いて記述しても XBRL を用いて記述しても、その効用には大きな差異はないからである。XBRL はあくまで、数字で記載される情報についてタグを付けることにより個々の数字に意味を持たせることが可能となることから特定の勘定科目の抽出、分析を容易にし、かつアクセシビリティの向上にも貢献することを目的として開発されたものである。

3. わが国における XBRL の取り組み

わが国では、2003 年 7 月に世界の証券取引所では初めて東京証券取引所の TDnet (Timely Disclosure network) の一部に XBRL が導入された。東京証券取引所では、決算短信 1 枚目のデータ、業績予想、配当予想の修正情報を XBRL 化し、内部で蓄積している。上場企業が開示資料提出に際し、開示資料作成ソフトに入力することにより自動的に XBRL 化されたデータが作成されている。さらに東京証券取引所では 2006 年 4 月にホームページ上に XBRL の試験サイトを公開。2006 年 9 月までの期間 TDnet に蓄積

⁵⁾ ここで「情報に到達できない人」とは、視覚障害者など音声システムによって情報検索をする人などを指している。音声システムは Web 上のテキストデータを読み上げることで、視覚障害者でもホームページ上の情報を入手することを可能とするシステムである。W3C の「アクセシビリティ」向上を目指す部会は、主に視覚障害者への情報差別を生み出す Web 仕様について警鐘を鳴らしている (石川准 (1995))。

⁶⁾ ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン 1.0 技術書, 2 の 3, 2000 年 11 月 6 日。

されたデータの中から、上場企業 33 社の決算短信を 3 期分 XBRL 形式で公開し、あわせて試験用ソフトの無償提供を行った。東京証券取引所では 2008 年 4 月から適時開示制度における決算情報の授受・提供、決算短信 1 枚目に加え、開示される貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などの基本財務諸表にも、全面的に XBRL 形式によるデータ提供を開始する予定である。

また、国税庁は、国税の電子申告・電子納税等が可能となる国税電子申告・納税システム (e-Tax) の運用を 2004 年 2 月より開始している。国税電子申告・納税システムの規定帳簿以外の添付書類の送信にあたっては、XBRL 形式のファイルを添付することとなっている。電子申告における XBRL の採用は、世界でもオーストラリア、イギリスにつぐ早さである。さらには、日本銀行は 2006 年 2 月より各金融機関とのデータ授受に、XBRL を本格導入している。ちなみに、これら公的機関とのデータの送受信だけでなく国税の電子申告・納税システム (e-Tax) に提出された企業の電子申告データを、地銀、信金などの金融機関が融資審査資料として直接受け取るための「e-Tax データ受付サービス Zaimon™」が 2007 年 11 月より試験運用されている。これまで XBRL による財務情報の取り扱いについては、当局への「提出」が強制されるものの、企業側にとってのメリットが教授できないかのような印象を持つものも少なくなかった。しかし Zaimon™

システムでは、企業の資金調達に際し提出を求められていた財務諸表については、電子申告データを直接金融機関へ転送することにより、迅速な融資が可能となる。本システムの試験運用には、都市銀行 1 行、地方銀行 5 行、信用金庫 15 行、その他の 3 機関を含め 24 行が参加している。

このような中、金融庁は、2007 年 12 月 27 日に「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案)」を公開した⁸⁾。これは主として、「電子開示手続等に係る書類に記載すべき財務諸表等のコンピュータ言語を変更 (HTML から XBRL へ) することによるもの」である。対象となるのは、2008 年 4 月 1 日以後の開始事業年度等を直近の事業年度等とする有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の経理の状況等に掲げる財務諸表のうち、(連結) 貸借対照表、(連結) 損益計算書、(連結) 株主資本等変動計算書、(連結) キャッシュ・フロー計算書である。なお、注記事項や付属明細表等、また前述の連結財務諸表以外の部分については、従来どおり、HTML 形式により開示されることとなる⁹⁾。

今後企業は、納税、適時開示、有価証券報告、また銀行取引や企業間取引など、あらゆる場面で授受される財務情報を XBRL 形式で統一して作成することとなる。同様に世界的規模で企業の財務情報の開示が XBRL 形式に共通化されれば、情報利用者は迅速かつ

⁷⁾ Zaimon™システムは 2008 年 4 月 1 日から商用サービス開始予定。新たな参加行として三井住友銀行などが名乗りを上げている。2013 年までに約 100 金融機関による参加が見込まれている。

⁸⁾ 施行平成 20 年 3 月 17 日。

⁹⁾ SEC では、2007 年 12 月にボランティアで XBRL による財務データ開示を行っている企業に対し、注記の XBRL 化の必要性についてアンケートを実施している (http://www.sec.gov/cgi-bin/XBRL_Questionnaire)。数字情報を含む注記についての XBRL 化の要望はアメリカはもとより我が国でも強い。

容易に世界中の企業の財務データを瞬時に分析することができることとなり投資配分、取引先の決定などグローバルな規模での迅速な意思決定が可能となる。

4. 海外でのXBRL導入事例

XBRLの普及活動は、各国の公認会計士協会が中心となり、官庁、証券取引所、ITベンダー、情報産業会社など様々な業界が協力して推進している。

各国のXBRL導入に関わる動きをまとめると表-1のとおりである。

表1の結果からわかるとおり、近年は上海証券取引所や韓国のKOSDAQなどアジアにおいても積極的にXBRL導入する動きがみられる。また、国際会計基準委員会財団IASCF (International Accounting Standards Committee Foundation) はXBRLの普及に力を入れており、ホームページ¹⁰⁾上においてIFRSのXBRL仕様及び、最新の開発行動を常時公開している。IFRSを導入するEU諸国の企業に対してはECCBSO (The European Committee of Central Balance Sheet Data Offices)が窓口となり、IFRSに準拠した一般的な報告用書式を準備し配付している。ECCBSOの書式はエクセルにXBRL書式を取り込む形式のもので誰でもが容易に利用できるようにデザインされている。

5. XBRL形式による財務情報と会計基準との関係

XBRLでは2種類のデータファイルが必要とされる。「インスタンス」文書と「タクソノミ」ファイルである。

図1で示したとおり「インスタンス」文書はタグ(属性情報)の付された財務情報が記載されており、報告書ごとに1ファイル作成される。実際の財務数値や決算期、年度などを定義するコンテキスト情報、また円やドルなどの通貨単位を表すユニット情報もインスタンスに記述されている。これに対し「タクソノミ」は、いわば財務諸表等規則等や法などで規定された語彙や勘定科目名(XMLスキーマに記述)、勘定科目の表示方法、各勘定科目や報告項目間の関係、加減算関係や親子関係を定義しているもの(リンクベースで定義)である。また、財務諸表等規則における貸倒引当金の控除方法¹¹⁾や有形固定資産に対する減価償却累計額¹²⁾のように、複数の処理方法が認められている場合にも「タクソノミ」においてこれら複数の表示方法に対応した表示や計算が行えるような定義がなされている。

通常元帳から会計基準に準拠した財務諸表を作りあげる際には、各勘定科目を会計基準に従って加減算し、さらに基準に従った方法で並べて表示させる。同様に、XBRL形式のデータは財務データが記述された「インスタンス」が、会計基準である「タクソノミ」を常に参照しながら、会計基準に適合したアウトプットを生成する仕組みとなっている。

代表的なタクソノミとしては、日本の金融庁が公表するタクソノミとしてEDINETタ

¹⁰⁾ <http://www.iasb.org/xbri/index.html>

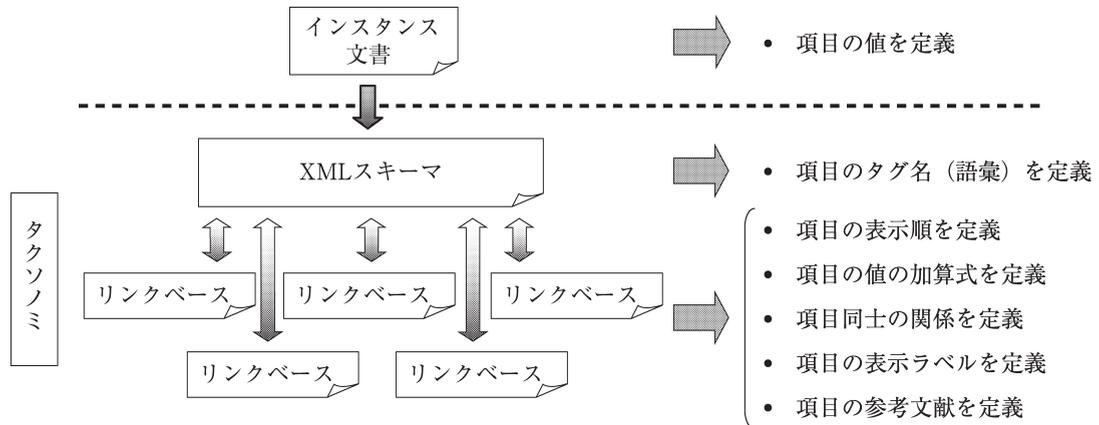
¹¹⁾ 財務諸表等規則第二十条。

¹²⁾ 財務諸表等規則第二十五条。

表1 各国におけるXBRLへの取り組み

地域	国	年	内 容
北 米	米国	2000年	Morgan Stanleyが自社10-KをXBRL文書を添付しSECへ提出
		2001年	情報産業会社EDGAR online社がSECから得た財務情報をXBRL形式で提供するサービスを立ち上げる
		2004年	XBRL USがUS GAAPに基づくタクソノミ（一般事業会社及び一部の業種）を開発
		2005年	SECによるXBRL財務報告の任意提出プログラム（Voluntary Filing Program）が開始される
		2005年 2006年	FDIC（連邦預金保険公社）によるXBRL形式でのコールレポート授受が開始 SECがXBRLに対応したEDGARシステムの更改を開始することを発表。 合わせて、全業種のタクソノミ開発および投資家向け分析ツールの開発も開始
	カナダ	2004年	カナダ証券取引所グループ（Toronto Stock Exchange=TSX）が、自社の財務情報をXBRL形式で公開
欧 州	ICIA	2001年	国際信用保険協会（International Credit Insurance Association=ICIA）では次世代のデータ交換形式としてXBRLを採用することを発表
	IAS	2004年	IASCF（国際会計基準委員会財団）がIFRSに基づくタクソノミを公開
		2006年	IAS 32と39を含むタクソノミ開発。IFRS全てをXMLフォーマットへ変換
	英国	2001年	EU上場企業として初めてロイター社（Reuters）がXBRL形式での財務情報を公開
		2003年	英国国内国税歳入庁（UK Inland Revenue）XBRL形式による電子申告受理開始
	デンマーク	2001年	デンマーク商務・企業庁（Danish Commerce & Companies Agency=DCCA）が会社登記システムにXBRLを導入
		2003年	国際会計基準（International Accounting Standards=IAS）タクソノミを利用した財務データの利用開始
	ベルギー	2005年	Belgian GAAPに基づくXBRLタクソノミ公開
スペイン	2004年	スペイン CNMV（スペイン証券取引委員会）によるXBRL形式での財務報告書類の授受が開始	
		スペイン中央銀行 銀行、信用組合等とのXBRLによる財務情報の授受開始	
オランダ	2005年	監督機関CSB XBRLタクソノミ発表	
	2007年	Dutch Water Boardsへの提出報告書XBRL化	
ドイツ	2004年	フランクフルト証券取引所においてXBRL形式の四半期決算書のパイロットプログラム稼動	
	2007年	ドイツ国税庁、XBRLによる納税申告パイロットプログラム稼動	
ア ジ ア	オーストラリア	2001年	オーストラリア金融監督局（Australian Prudential Regulation Authority：APRA）は、11,000の銀行からの報告様式にXBRLを採用オーストラリア財務省課税局、XBRL採用決定
		2004年	
	ニュージーランド	2003年	ニュージーランド証券取引所（NZX）と10の上場会社の間で半期報告書のXBRL化のためのパイロットプロジェクトを立ち上げ
	中国	2006年	上海証券取引所XBRL導入を検討
	韓国	2006年	韓国金融監督院がXBRLの導入検討
2007年		韓国KSE（韓国証券取引所）とKOSDAQがXBRL導入決定	
タイ	2006年	タイ証券取引所がXBRLの導入検討開始	

出所：XBRL International Progress Report, November 2007 より作成



出所：XBRLジャパン「XBRLのテクノロジー」技術者向け情報，p. 1.

図1 XBRLの構造 (XBRL 2.1 スペック)

タクソノミ，アメリカ SEC が公表するタクソノミとして US-GAAP タクソノミ，国際会計基準が公表するタクソノミとして IFRS タクソノミ等があり，当然その内容は各会計基準に準拠したものとなっている。また，これらタクソノミ開発には数十億円という膨大な資金が投下されている。しかもタクソノミは会計基準が変更する度に更新が求められる。このことから，継続的なタクソノミ開発の費用負担に耐えられる国はおのずと限定的とならざるを得ず，結果的に新興経済国などではもっとも開発の進んでいる IFRS タクソノミを調達し自国の開示に適用するケースが増えていくものと思われる。このことは同国が会計基準を完全 IFRS に収斂させることと同義となる。つまり，自国の会計基準を保持し，そのために独自の XBRL タクソノミを開発し続けるよりも（自国で XBRL タクソノミの開発コストを負担し続けるよりも）IASCF の Web サイトから IFRS タクソノミをダウンロードし，ダウンロードした IFRS タクソノミを使用して財務諸表を作成すれば瞬時にピュア IFRS の財務諸表を生

成できるのであるから，その方がより経済合理的であるとの判断である。

また一方で，各国の会計基準の差異が微細なものであれば，一からタクソノミをオリジナルで開発しなくても，その差異を自動的に変換してくれる仕組みがあれば前述の問題は解決できるかのようにも思える。現在 IASCF では，異なったタクソノミ（異なった会計基準）間で XBRL データをやり取りできるヴァージョニング（Versioning）の仕様を公開している。ただし，ここでの「異なった会計基準」の概念は，日本基準と国際会計基準のような差異を意味しているのではない。ヴァージョニングは，あくまで同じ会計基準における改定版への移行をスムーズに行える技術であり，基本が異なる会計基準の差異を調整することはできない。

今後会計情報の開示様式は世界規模で XBRL へ移行していくこととなる。XBRL の採用はそれまで企業間でばらばらであった勘定科目の表記を統一化する機能を果たすであろう。しかしそれ以上にタクソノミ開発に必要とされるコスト負担と，以降継続的に発生するメ

メンテナンス費用の負担に鑑み、これを機会にピュア IFRS 採用へ動き出す国が急速に増えるものと思われる。今後は XBRL が会計基準のコンバージェンスのキードライバーとなるであろうことは間違いない。

6. おわりに

XBRL で記述された財務諸表は、情報利用者が自由に加工することができる。例えば日本基準で作成された財務諸表の勘定科目の並び方を変更することで、一見米国基準の財務諸表であるかのごとくに表示させることもできる。しかし XBRL は、ダウンロードした財務諸表の勘定科目を手元で加工し、勘定科目の表示位置を変更することは可能だが、個別の勘定科目のもつ概念やその勘定科目に含まれる個別取引の内容まで変換することはできない。例えば、現在支配力概念によって連結財務諸表を作成している IFRS や日本基準と、持ち株基準によって連結財務諸表を作成している FASB 基準の会計情報について、XBRL を利用することによって、持ち株基準の連結財務諸表が、支配力概念の連結財務諸表に自動的に組み換えられることはない。このように会計情報の開示様式が世界的に統一されること（会計実務のコンバージェンス）と、会計基準が統一されることとは、全く次元の異なることである。ただし、当然のことながら会計基準が統一された上で、世界中で同じ開示様式が使われ、その開示様式が XBRL のように分析ツールに直接取り込めるものとなるなら、証券市場のボーダレス化は加速度的に進むものと思われる。

また一方で、各国において会計基準が異なったまま XBRL が導入されている現状は、世界の市場全体で膨大なタクソノミ開発コス

トを重複して負担していることを意味する。XBRL 導入にかかる膨大なタクソノミ開発コストについては、今後各国が会計基準の収斂に向けて検討すべき最も重要な検討課題の 1 つとなろう。

【参考文献】

- Ashbaugh, H., Johnstone, K., Warfield, T. (1999), Corporate reporting on the Internet, *Accounting Horizons*, No. September, pp. 241-57.
- Coffin, Z. (2001). The Top Ten Effects of XBRL : The Future of Internet Reporting. *Strategic Finance*(6) : 64-67.
- Debreceeny, R., and Gray, G. (2001). The Production and Use of Semantically Rich Accounting Reports on the Internet: XML and XBRL. *International Journal of Accounting Information System*, n.2. : 47-74.
- Fisher, R., Laswad, F., Oyelere, P. (2000), Financial reporting on the Internet, *Chartered Accountants' Journal*, No. April, pp. 68-72.
- Hedlin, P. (1999), "The Internet as a vehicle for investor relations: the Swedish case", *The European Accounting Review*, Vol. 8 No. 2, pp. 373-81.
- Securities and Exchange Commission (SEC) (2000), SEC Interpretation: Use of Electronic Media for Delivery Purposes, *File number S7-11-00*, SEC, New York, NY, .
- Securities and Exchange Commission (SEC) (2001), Special Study : Regulation Fair Disclosure Revisited, SEC, New York, NY, available at : www.sec.ov/news/studies/regfdstudy.htm (accessed 3 May), .
- Strand, C. Mcguire, B., Watson, L. and Hoffman, C. (2001). The XBRL Potential. *Strategic Finance*(6) : 58-63.
- 石川准 (1995), 「GUI 用スクリーン・リーダーの現状と課題：北米と欧州の取り組みを中心に」, 『情報処理』, 12.
- 河崎照行 (2007) 『電子情報開示のフロンティア』, 中央経済社。
- 坂上学, 白田佳子 (2003) 『XBRL による財務諸表作成マニュアル』, 日本経済新聞社。

Jim Thatcher, Michael R. Burks, Christian Heilman, Shawn Lawton Henry 著, 渡辺隆行・梅垣政宏・植木実 (監修)(2007)『Web アクセシビリティ』毎日コミュニケーションズ。